

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)

資料2

根拠法令：児童福祉法第34条の16第2項

従うべき基準	・職員の資格、職員数 ・乳幼児の適切な処遇・安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

●共通基準

項目	国の条項	国の基準		従・参	佐世保市の基準
保育所等との連携	第6条	連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保する		従	
非常災害	第7条	非常災害に対する具体的計画の策定と月1回の避難および消火に対する訓練		参	国基準どおり
従事職員	第8. 9条	健全な心身、豊かな人間性と倫理観を持ち、可能な限り専門性を有し、資質の向上に努める		参	国基準どおり
他の社会福祉施設等との併設基準	第10条	保育室及び特有の設備並びに乳幼児の保育に直接従事する職員以外については兼任できる		従	
子どもへの適切な処遇	第11.12.13条	①平等の原則 ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用禁止		従	
衛生管理等	第14条	家庭的保育事業者等	設備、食器等又は飲用水について衛生的な管理及び措置を講じる		
		家庭的保育事業所等	必要な医薬品等を備え、適正に管理する		
		居宅訪問型保育事業者	職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行う		
		居宅訪問型保育事業所	設備、備品について衛生的に管理する		
食事	第15・16条	自園(連携施設や関連する社会福祉施設等からの搬入可)		従	
秘密保持	第20条	守秘義務		従	
保育時間、保護者との連絡	第24.26条	原則8時間、保護者との密接な連絡を行い理解及び協力を得る		参	国基準どおり
保育の内容	第25条	各事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じる		従	

●家庭的保育事業

項目	国の条項	国の基準		従・参	佐世保市の基準
設備	第22条	保育室	9. 9㎡	参	国基準どおり
		屋外遊技場 (同一敷地内)	2歳以上1人 3.3㎡ 付近の代替地可	参	国基準どおり
		調理設備		従	
職員	第23条	①家庭的保育者(市が行う研修を修了した保育士、又は同等と市が認める者) ②嘱託医 ③調理員(調理業務の全委託、連携施設からの搬入の場合不要)		従	
職員数		3:1 家庭的保育補助者を置く場合は5:2			

●小規模保育事業A型

項目	国の条項	国の基準		従・参	佐世保市の基準
設備	第28条	乳児室又はほふく室	3. 3㎡	参	国基準どおり
		保育室又は遊戯室	1. 98㎡	参	国基準どおり
		屋外遊技場 (同一敷地内)	2歳以上1人 3.3㎡ 付近の代替地可	参	国基準どおり
		調理設備		従	
職員	第29条	①保育士(保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことが可) ②嘱託医 ③調理員(調理業務の全委託、連携施設からの搬入の場合不要)		従	
職員数		0歳児	3:1		
		1. 2歳児	6:1		
		3歳児	20:1		
		4歳児以上	30:1		
			年齢別の合計+1		

●小規模保育事業B型

項目	国の条項	国の基準		従・参	佐世保市の基準
設備	第28条	乳児室又はほふく室	3. 3㎡	参	国基準どおり
		保育室又は遊戯室	1. 98㎡	参	国基準どおり
		屋外遊技場 (同一敷地内)	2歳以上1人 3.3㎡ 付近の代替地可	参	国基準どおり
		調理設備		従	
		職員	第31条	①保育士(割合は1/2以上)+研修を修了した保育従事者 保健師又は看護師を1名に限り保育士とみなすことが可 ②嘱託医 ③調理員(調理業務の全委託、連携施設からの搬入の場合不要)	
職員数	0歳児	3:1			
	1. 2歳児	6:1			
	3歳児	20:1			
	4歳児以上	30:1			
		年齢別の合計+1			

●小規模保育事業C型

項目	国の条項	国の基準		従・参	佐世保市の基準
設備	第33条	乳児室又はほふく室	3. 3㎡	参	国基準どおり
		保育室又は遊戯室	1. 98㎡	参	国基準どおり
		屋外遊技場 (同一敷地内)	2歳以上1人 3.3㎡ 付近の代替地可	参	国基準どおり
		調理設備		従	
職員	第31条	①家庭的保育者 保健師又は看護師を1名に限り保育士とみなすことが可 ②嘱託医 ③調理員(調理業務の全委託、連携施設からの搬入の場合不要)		従	
職員数		3:1 家庭的保育補助者を置く場合は5:2			
利用定員	第35条	6人以上10人以下(経過措置で5年間は6人～15人)		従	

●居宅訪問型保育事業

項目	国の条項	国の基準		従・参	佐世保市の基準
設備	第38条	運営に必要な広さを有する専用の区画、設備、備品を備える		参	国基準どおり
職員	第39条	家庭的保育者(1:1)		従	
連携施設	第40条	障がい、疾病等の状態に応じて障がい児入所施設を適切に確保		従	

●事業所内保育事業

項目	国の条項	国の基準		従・参	佐世保市の基準
利用定員数の設定	第42条	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	参	
		1～5人	1人		
		6～7人	2人		
		8～10人	3人		
		11～15人	4人		
		16～20人	5人		
		21～25人	6人		
		26～30人	7人		
		31～40人	10人		
		41～50人	12人		
		51～60人	15人		
		61人以上	20人		
		設備	第43条		
ほふく室	3. 3㎡				
保育室又は遊戯室	1. 98㎡				
定員20人以上の職員	第44条	①保育士（保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことが可） 保健師又は看護師を1名に限り保育士とみなすことが可		従	
②嘱託医					
③調理員（調理業務の全委託、連携施設からの搬入の場合不要）					
定員20人以上の職員数		0歳児	3：1		
1. 2歳児		6：1			
	3歳児	20：1			
	4歳児以上	30：1			

項目	国の条項	国の基準		従・参	佐世保市の基準
定員19人以下の職員	第47条	①保育士(割合は1/2以上)+研修を修了した保育従事者 保健師又は看護師を1名に限り保育士とみなすことが可		従	
		②嘱託医			
		③調理員(調理業務の全委託、連携施設からの搬入の場合不要)			
定員19人以下の職員数		0歳児	3:1		
		1. 2歳児	6:1		
		3歳児	20:1		
		4歳児以上	30:1		
			年齢別の合計+1		